

意外に知らない(?) 道路交通法～左折編～

自動車を運転しているときであれ、自転車に乗っているときであれ、歩行者として通行しているときであれ、私たちが道路を通行するときには必ず適用される道路交通法ですが(厳密には道路交通法施行令、道路交通法施行規則なども含まれます)、道路交通法の条文をきちんと読んだことがある人って少ないのではないのでしょうか?

そこで今回は左折の方法について道路交通法の条文を読み解いてみたいと思います。ただ、ここで取り上げるのは一般的なルールであって、道路標識や警察官の手信号などで別途指示がある場合はその指示等が優先されます。

ひと口に「左折」といっても、道路交通法では「交差点の左折」、「環状交差点での左折」、「道路外の施設や場所へ出入りするための左折」という3つのルールが存在しています。このうち、「環状交差点での左折」については信号機のない純粋な環状交差点は北海道には存在しないようなので(旭川市のロータリーは信号付きのため、釧路市のロータリー(?)は交差点内に停止線があり道路交通法上の環状交差点とは考えづらいため)、紙面上の都合もあり割愛したいと思います。

基本的な左折の方法

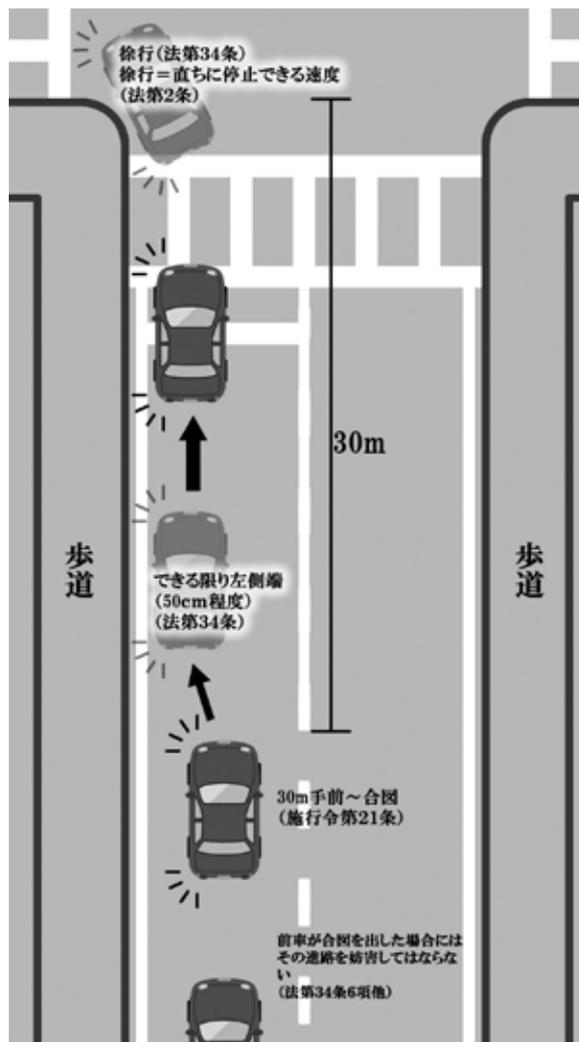
まず、基本的な左折の方法は交差点での場合も車道から道路外への左折の場合も大きな違いはありません。該当する条文は交差点での左折が第34条第1項、道路外への左折が第25条になります。

第三十四条 車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。

第二十五条 車両は、道路外に出るため左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、徐行しなければならない。

「徐行するタイミング・区間」はそれぞれ異なっていますが、左折する場合には、事前に「できる限り左端に寄って」「徐行」しましょう、ということです。これに第53条第1項と道路交通法施行令第21条で規定される合図「左折する地点の30m手前から(通常は)左ウィンカーを点滅させる(そのほかにも合図の方法あり)」を組み合わせることになります。

この方法、運転免許を取得するときに必ず



習う方法なので、運転免許を持っている方は必ず耳にしているかと思います。なお、「できる限り左側端に寄って」の「左側端」は、通常車道と歩道の境界又は車道外側線（だいぶ端折って書くと車道の左端にある実線のこと、詳しくは道路構造令に規定されていますがここでは割愛します）をいい、「できる限り左側端に寄る」は、そこから50cm～80cm程度まで寄ることを指すと教える自動車学校・教習所が多いようです。

また、通常の走行から左折のために「できる限り左側端に寄る」際には第53条で定める「同一方向に進行しながら進路を変える」こととなります。進路変更の方法は、第26条の2第2項で定められています。

第二十六条の二

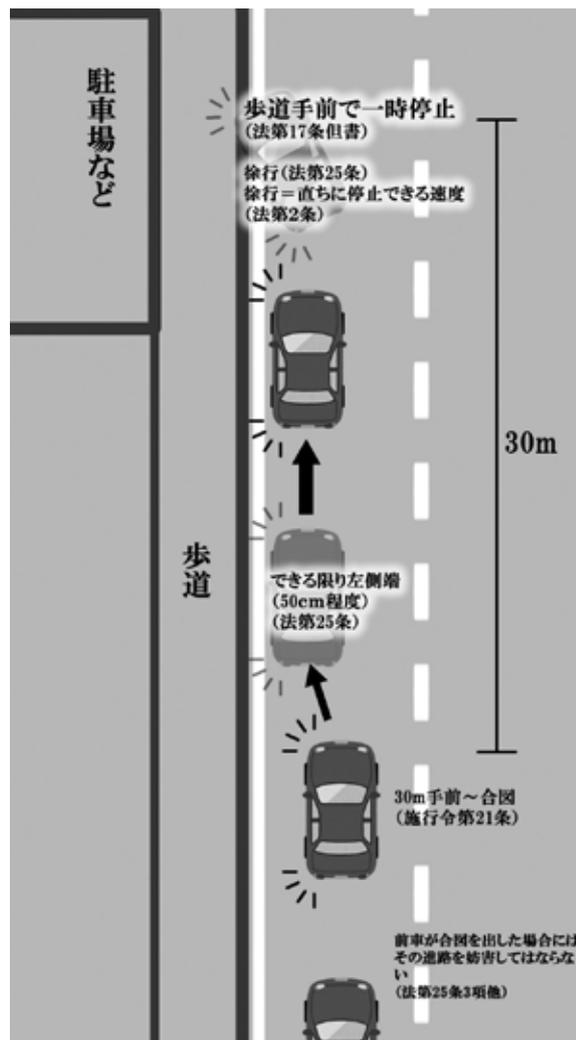
2 車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に变更させることとなるおそれがあるときは、進路を変更してはならない。

運転免許を持っている方の中には1度の左折で2回後方確認と自転車の巻き込み確認と教わったのを覚えている方もいると思いますが、それは進路変更の確認・合図と左折の確認・合図の2つをやっていた、ということなんです。

交差点での左折でも、左折専用レーンが設けられている交差点での左折については（道路のできる限り左側端からではなく）その左折専用レーンの車線から左折する（第35条第1項）ように定められています。

(参考)

第三十五条 車両（軽車両及び右折につき原動機付自転車が前条第五項本文の規定によることとされる交差点において左折又は右折をする原動機付自転車を除く。）は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により交差点で進行する方向に関する通行の区分が指定されているときは、前条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、当該通行の区分に従い当該車両通行帯を通行しなければならない。ただし、第四十条の規定に従うため、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためやむを得ないときは、この限りでない。



道路外への左折・道路外からの左折

「道路外への左折」の場合で道路外に出る時に歩道または路側帯(歩道の設けられていない道路にある帯状の道路の部分、第2条三の四号)を横断する場合には上述の第25条のほか、第17条第2項(歩道など直前で一時停止)も適用になり、歩道や路側帯のない道路においては、第25条の2が適用になります。

第十七条 (前略)ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

第二十五条の二 車両は、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、道路外の施設若しくは場所に入出するための左折若しくは右折をし、横断し、転回し、又は後退してはならない。

2つの条文を簡潔にまとめると、歩道や路側帯がある道路の道路外に出る時には歩道手前で一時停止しましょう、歩道や路側帯がない道路では徐行だけでいいけど歩行者が近くにいる場合は一時停止しましょう、ということになるかと思います。

第25条の2では「道路外の施設や場所に入入りする」場合について規定されているので、道路外から道路に左折して侵入する場合にもこの条文が適用になるかと思います。道路外から道路に侵入する場合には他の車両や歩行者の正常な交通を妨害してはならない、というのはこの条文のとおりですが、道路外から車道に侵入する際に歩道や路側帯を横断する場合には第17条2項(歩道など直前で一時停止)の適用も同時に受けることになるかと考えられます。

軽車両について

以上が道路交通法で定められた左折の方法ですが、ここで注意したいのは道路交通法で「車両」という場合には、別途規定がない限り(たとえば第30条)「軽車両」、つまり自転車等も含むということです。

(参考)

第二条

八 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

十一 軽車両 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、(中略)身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

第三十条 車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両(軽車両を除く。)を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

特に上述の第17条第2項(歩道手前で一時停止)の規定は、車道を通行する自転車がたとえば「押しボタン信号で止まりたくない」「駐車車両をかわすため」に自転車に乗ったまま歩道に侵入するケース(そのの良し悪しについてはここでは触れませんが)にも当然適用になると考えられます。歩道と車道と

を往来する(法律上の)手間と歩道での徐行義務などを考えると、自転車に乗ったまま安易に車道と歩道を行き来するのは控えたほうがいいのでは、と著者は思っています。

ちなみに自転車のハンドル部分の横幅は40cm~60cm程度のもので、自動車が左折の際にきちんと50cm程度まで「できる限り左側端に寄る」ことで自転車は物理的に左折しようとする自動車の左側に入ることが難しくなります。車道を走行中の自転車が近くにいる場合にはこうすることで自転車やバイクとの巻き込みによる事故をある程度防ぐことができるはずですが。

この「できる限り左側端に寄る」意義というか立法趣旨が「軽車両や二輪車の巻き込み防止のため」であるなら、歩道から車道外側線まで広いスペースをとっている道路では左折時に車道外側線よりも左側まではみ出して左側端に寄ってもいいのではないかと著者は思っていますが、この「歩道から車道外側線までのスペース」を車道とみるか(東京高等裁判所昭和53年3月8日東高刑時報29巻8号149頁など)そうでないスペースとみるか(大阪高等裁判所平成14年1月25日・平成13(ネ)2847損害賠償請求控訴事件)で判例は対立しているようですし、実践は自己責任でお願いします。

また、自転車、バイクの運転手についても第34条第6項や第25条第3項の行為をしないように心がければ自転車と自動車の事故はかなり減少させることができるのではないかと思います。

(参考)

第三十四条

6 左折又は右折しようとする車両が、前各項の規定により、それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の進路の変更を妨げてはならない。

第二十五条

3 道路外に出るため左折又は右折しようとする車両が、前二項の規定により、それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の進路の変更を妨げてはならない。

まとめ

車両が絡む事故が発生した場合には、この道路交通法の規定に従って、どちらの当事者がより大きな義務違反をしたかが問われます。

たとえば、左折車が車道を走行していた自転車を巻き込んでしまった場合には、自動車側には「事前にできる限り左側端に寄っていたか」「事前に合図をしていたか」「徐行していたか」「直前に当該自転車に対して無理な追い越しをしなかったか」といったことが、自転車側には「合図を出していた自動車の左側に侵入しなかったか」といったことが問われるでしょう。自転車がその事故の直前に歩道に移っていた場合でも、その自転車が「歩道手前で一時停止」且つ「歩道を徐行」していたら左折する自動車に巻き込まれるはずもないと考えられるのではないのでしょうか。(文責：塩坂)